

船橋市公園等整備基準

船橋市公園緑地課

施行 平成26年7月1日

目 次

第1編 開発行為等における公園等整備基準

第1章 総 則

第1条 趣 旨 P 3

第2章 公 園 の 計 画

第2条 公 園 面 積 P 3

第3条 公 園 の 立 地 条 件 P 3

第4条 公 園 と 道 路 の 計 画 P 3、4

第5条 公 園 敷 地 の 形 状 P 4

第3章 公 園 の 造 成

第6条 敷 地 造 成 及 び 傾 斜 面 の 保 護 P 4

第7条 整 地 P 4

第4章 公 園 の 施 設

第8条 出 入 口 P 4、5

第9条 広 場 P 5

第10条 通 路 P 5、6

第11条 植 栽 P 6

第12条 照 明 P 6

第13条 排 水 P 6、7

第14条 フ ェ ン ス 等 P 7

第15条 給水	P 7
第16条 公園施設	P 7、8
第17条 統一規格品	P 9
第5章 施設緑地	
第18条 位置・形状	P 9
第19条 施設緑地と道路との関係	P 9
第20条 柵等	P 9
第21条 敷地整備	P 9、10
第6章 その他	
第22条 境界	P 10
第23条 基準点	P 10
第24条 占用	P 10
第25条 名称	P 10
第26条 名義変更	P 10
第27条 立会	P 10
別表	P 11
資料	P 12、13
参考	P 13

第1編 開発行為等における公園等整備基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市環境共生まちづくり条例及び船橋市宅地開発事業に関する要綱の適用、または、これに準ずる開発事業において設置される公園等及び緑地等について、関係法令に定めるもののほか、その利用、災害防止、ならびに維持管理のために必要な造成及び施設の整備に関する技術的基準を定めるものとする。

第2章 公園の計画

(公園面積)

第2条 公園面積は、船橋市環境共生まちづくり条例施行規則及び船橋市宅地開発事業施設整備基準に基づき算出した公園の有効面積以上とする。ただし、傾斜角20度を超える造成法面、及び、擁壁(天端を除く。)等、公園として有効に利用できない土地がある場合は、算出した公園の有効面積から除外する。

(公園の立地条件)

第3条 公園には、道路、河川、宅地、その他の明らかに公園以外の目的を持つ土地、または、施設の構造部分とみなされる土地を含んではならない。ただし、公園面積が小規模であり、協議により市が認める場合は河川等と相互に効用をかねることができる。

2 公園内には、本市帰属までに抹消されない所有権以外の第三者の権利設定(地役権、抵当権等)がされた土地を含んではならない。

3 公園は、原則として、高圧送電線下の土地に設けてはならないが、やむを得ず線下を利用する場合は、高さ10m以上の空間を確保し公園面積の1/2以上を線下としてはならないものとする。なお、面積の算定に当たっては、線下の土地の1/2を公園面積として必要面積を確保するものとする。また、設置にあたっては、高圧線の管理者と協議するものとする。

4 事前協議成立にあたり、公園用地に隣接する地権者、住民等に対して公園設置に係る説明をおこない承諾を得ること。

(公園と道路との関係)

第4条 公園は、道路法第3条の各号に掲げる道路(ただし、1号及び自動車専用道路を除く。)に接するものとする。

- 2 公園と道路面との高低差は、極力少なくするとともに、特に出入口のうち少なくとも1箇所については、道路と平坦にして管理車両の出入りに支障が無いようにしなければならない。

(公園敷地の形状)

第5条 公園敷地の平面形は、鋭角(45度以下)となるような形状を含まず、正方形、長方形等のまとまりのある形とし、有効に利用できる形状としなければならない。

- 2 公園の最短辺は、最長辺の3分の1以上かつ10m以上でなければならない。ただし、地形・規模等からやむを得ないものについては、協議できるものとする。

- 3 敷地内には、隣接地の土留め、土圧を受ける構造物を含まないものとする。

第3章 公園の造成

(敷地造成及び傾斜面の保護)

第6条 公園の敷地は、地形、地質、土壌、植生等を十分把握し、その利用、維持管理、ならびに災害防止上必要な造成を行うものとする。

- 2 公園内及び公園に境を接して、傾斜地、水流、水面等がある場合は、土砂止めの柵、擁壁、石張り、または、芝張り、その他の緑化方法等により災害を防止するために、また、自然環境に配慮した、十分な保護をしなければならない。

(整地)

第7条 公園の敷地は、不純物を含まない良質な土壌(黒土、赤土、真砂土等)によって厚さ15cm以上敷き均しをし、整地しなければならない。

- 2 公園敷地が廃棄物によって形成されている場合は、撤去、化学処理等必要な措置を講じた上、覆土しなければならない。

第4章 公園の施設

(出入口)

第8条 公園の出入口は、原則として、2箇所以上設置しなければならない。ただし、公園の敷地面積が、1,000㎡未満であって、地形、規模等によってやむを得ない場合は、1箇所とすることができる。

- 2 公園の道路（第4条第1項の道路）に面する出入口のうち少なくとも1箇所は、高齢者、障害者等の利用及び管理用車両の出入りができる形態、構造とし、その有効幅員は3.6m以上とする。

なお、出入口の構造等は、原則として「船橋市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」（以下「移動円滑化に関する条例」という。）の基準に適合させるものとする

- 3 公園の出入口には、公園利用者の飛び出し等を考慮し車止めを設けるものとし、管理用車両の出入りができる出入口は、可動式（カギ付）とする。

擬石・みかげタイプでもよい。

- 4 公園の主たる出入口には、原則として、本市で定める園名板・注意看板等を設置しなければならない。

市指定品

- 5 公園出入口（第2項にいう出入口を除く。）が階段となる場合は、踏面30cm以上、け上げ16cm以下、蹴込み2cm以下とし、その勾配は、1/2以下とし、階段の終始部に150cmの水平部を設け、手すり（2段）を設置するものとする。なお、階段を設ける場合は傾斜路の併設、構造等について、「移動円滑化に関する条例」に基づき協議するものとする。

（広場）

第9条 広場は、ダスト舗装等により、表面処理を行うものとする。

- 2 広場の表面排水勾配は、0.5%から1.0%程度とする。

（通路）

第10条 通路の幅員は、歩行者利用を主とした通路については1.8m以上、管理用車両の通行が必要な通路については、3.0m以上を確保し、構造等については、原則として「移動円滑化に関する条例」の基準に適合させるものとする。

- 2 通路の舗装材及び構造は、利用目的に応じて選定するものとする。

（植栽）

第11条 植栽帯の標準幅員は2mとし、周辺の土地利用、公園の施設配置等（隣接宅地に対する影響、出入口における視距の確保、公園規模等）に応じて決定するものとする。

- 2 植栽帯については、植物の十分な生育をはかるため、その植栽に適した土壌（畑土）により、別表の基準に従って客土を用いるものとする。
- 3 植栽は、植栽帯 10 m²あたり中木 2 本、低木 30 本を基準とする。
- 4 樹木等には、種類ごとに名板を設置するものとする。
- 5 樹木には、必要に応じ、別表により支柱を設置するものとする。

（照明）

第 12 条 照明は、LED 灯又は HID 灯若しくは同等品とし、点灯は、原則として自動点滅式とする。

- 2 園内において平均照度 3 ルクス以上を確保する照明配置とする。
- 3 園内の配線は、原則として地中電線路とし、埋設深さは 0.6 m 以上で、所要の防護措置を講ずるものとする。ただし、園路等、車両その他の重量物の圧力を受ける恐れがある場所では、1.2 m 以上としなければならない。
- 4 園内の地中電線路位置を明確にするため、経路に埋設標、埋設シートを設けるものとする。
- 5 隣接地の状況（耕作地、家屋等）に応じて、遮光対策をおこなうこと。

（排水）

第 13 条 公園内の排水施設は、雨水等を有効に排除するために、必要な排水設備を設け、区域外の排水施設に接続しなければならない。また、維持管理上支障のない規格構造とする。

- 2 排水溝及び柵の蓋は、ノンスリップで細目（15 mm 以下）のグレーチングとし、盗難防止対策（クリップ止め、鎖付き等）をしたものとする。

（フェンス等）

第 14 条 公園には、利用者の安全確保を図るため、隣接地との境界に必要な応じて適切なフェンス（必要に応じ柵、生垣）等を設けなければならない。

- 2 フェンス等の高さは、道路との境界は 1.2 m、民地との境界は 1.8 m を基準とする。

(給水)

第15条 公園の給水設備は、必要とする水量、水圧、及び使用目的等に応じた器具材料を用いるものとし、配置は維持管理に支障のない位置を選定するものとする。

2 公園内の配管は地下埋設とし、埋設深さは0.6m以上とし、必要に応じて防護措置を講ずるものとする。ただし、園路等、重量物の圧力、衝撃を受ける恐れがある場所では、1.2m以上としなければならない。

3 公園内には、地中配管埋設位置を明確にするため、経路に埋設標、埋設シートを設けなければならない。

(公園施設)

第16条 公園の主な施設は、次に掲げるものを標準とし、周辺の公園整備状況を考慮して設置するものとする。施設の設置にあたっては「遊具の安全に関する基準」(JPFA-S:2008)による遊具の安全領域を考慮し、敷地の形状に応じた施設を整備するものとする。

(公園施設設置基準)

公園面積 (m ²)		90 m ² 未満	90 m ² ~ 150 m ² 未満	150 m ² ~ 300 m ² 未満	300 m ² ~ 600 m ² 未満	600 m ² ~ 1000 m ² 未満	1000 m ² 以上	備考
主 な 施 設	遊具類 (種類)	-	1	2	3	4	4 以上	砂場、ブラン コ、 滑り台、鉄棒、 複合遊具等
	広 場 (%)	-	50	50	50	50	50	
	植 栽 (%)	-	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	10 m ² 当たり 中木 2本 低木 30本
	照 明 (基)	1 以上	1 以上	1 以上	1 以上	2 以上	2 以上	園内における 平均照度3ル クス以上確保
	水飲場 (給水含 む) (箇所)	0	0	0	1	1	1 以上	砂場を設置し た場合は、公 園面積に関係 なく設置。 身障者対応仕 様とする。
	ベンチ (基)	1	1	2	3	5	6 以上	不燃性 肘掛け設置
	便 所 (箇所)	0	0	0	0	0	1 以上	水洗、身障者 対応仕様とす る。 公共下水道区 域以外は浄化 槽を設置。

(統一規格品)

第17条 園名板、注意看板、フェンス、コンクリートブロック等は、維持管理上

から、本市の指定する規格、または、これと同等以上の製品を用い、適切な配置をしなければならない。

メッシュフェンス同等品以上、重力コンクリートブロック(t = 15 cm)同等品以上

第5章 施設緑地

(位置、形状)

第18条 施設緑地の平面形は、極力まとまりのある形とし、公園が設置される場合は、その公園と一体となるように接続しなければならない。

2 施設緑地は、既存の樹木、樹林等を存置し保全することが基本であるが、事業計画上、やむを得ず存置、保全できない場合は、施設緑地位置を事業計画地内の他の箇所に移し、公園的利用を図るものとし、既存樹木の移植等に努めるものとする。

位置形状については、本整備基準、第2章第5条を適用するものとし、かつ傾斜角30度以上の法面を含まないものとする。

3 敷地内には、隣接地の土留め、土圧を受ける構造物を含まないものとする。

(施設緑地と道路との関係)

第19条 施設緑地は、維持管理に支障のないよう、道路(第4条第1項による)に接しなければならない。

(柵等)

第20条 施設緑地の周囲には、維持管理及び危険防止の観点から、敷地境界を明確にするために、必要に応じて適切な柵等を設けなければならない。

メッシュフェンス同等品以上

(敷地整備)

第21条 施設緑地は、これを保存することを原則とするが、樹林の保全に支障のない範囲で下草を刈り、散策路等を整備することに努めるものとする。

また、開発区域内にてやむを得ず伐採した樹木については、極力チップ材として施設整備利用に努めるものとする。

散策路、ベンチ、補植、園名板、注意看板、散水栓等

- 2 緑地内及び緑地に境を接して、傾斜地、水流、水面等がある場合は、土砂止めの柵、擁壁、石張り、または、芝張り、その他の緑化方法等により災害を防止するために、また、自然環境に配慮した、十分な保護をしなければならない。

第6章 その他

(境界)

第22条 公園及び施設緑地の敷地の境界には、原則として、市公園仕様の巾9.0cm×9.0cm長さ60cm以上(コンクリート杭)の境界石標を埋設するものとするが、現場状況によりコンクリート杭を埋設することが不可能な箇所については、プレート(ビス止め)等により適切な方法で境界を明確にしなければならない。

(基準点)

第23条 公園内及び施設緑地内の基準点は、敷地境界を見通しできる箇所に2箇所以上設置するものとし、施設利用者の利用及び維持管理上、支障をきたさない場所に設置するものとする。尚、敷地境界点座標について道路公共座標を使用している場合には、この限りではない。

(占用)

第24条 電柱等を占用する場合は、別途協議すること。

(名称)

第25条 公園等の名称については、原則として市が決定するものとする。
ただし、事業者より申し出があり、市が審査し認めた場合はこの限りではない。

(名義変更)

第26条 維持管理協定締結後、速やかに電気、水道の名義変更(船橋市名義)をおこない、関係書類の提出をすること。名義変更が完了するまでの使用料は事業者の負担とする。

(立会)

第27条 立会確認項目について協議をおこない、必要に応じて現地立会をおこなうものとする。

追記 以上の他、公園等設計にあたっては、都市公園技術標準解説書（社団法人日本公園緑地協会）及び「移動円滑化に関する条例」、「遊具の安全に関する基準」（JPF A - S : 2008）等を準用すること。

別表（植栽植付表）

単位：cm

幹周	9	12	15	18	20	25	30	35	45	60	75
植穴深さ	30	34	37	41	45	51	58	64	78	97	116
植穴径	66	73	79	86	92	104	118	129	154	189	226

単位：cm

幹周	90	高さ	30	50	80	100	150	200
植穴深さ	136	植穴深さ	20	23	26	28	34	40
植穴径	262	植穴径	25	30	37	41	53	65

（支柱）

高木

名称	形状寸法	単位	二脚鳥居支柱 (添木付)	二脚鳥居 支柱 (添木なし)	三脚鳥居 支柱	十字鳥居 支柱	二脚鳥居 組合せ	八ツ掛 (三脚) (竹)	八ツ掛 (丸太) L=4m	八ツ掛 (丸太) L=6~7m
適用範囲	高木 (幹周)	cm	30未満	20以上 30未満	30以上 60未満	30以上 60未満	40以上 75未満	20未満	20以上 35未満	30以上 75未満

参照：平成25年千葉県積算基準

中木

名称	形状寸法	単位	二脚鳥居支柱 (添木付)	八ツ掛 (竹)	添柱形 (1本形・竹)	布掛(竹)	生垣形
適用範囲	中木 (樹高)	cm	250以上	100以上	100以上	100以上	100以上

参照：土木施工単価（一般財団法人経済調査会）

資 料

開発行為等における公園等実施協議提出書類一覧

	書 類	提出部数	摘 要
実 施 協 議	ア、位置図 (s = 1 / 2500) イ、土地利用計画図 ウ、公図 (s = 1 / 600) エ、公園求積図 オ、公園平面図 カ、植栽及び広場求積図 キ、横断面図 ク、排水及び地下埋設関係系統図 ケ、各施設詳細図 (構造図) コ、照度分布図 サ、隣接地関係者説明報告書 シ、工事費見積書 (直接工事費)	3 部 正 1部 副 2部	図面は、原則としてA-3 サイズとし、着色すること。 <u>A-4ファイルとじとする。</u>

注) 実施協議は、各施設の構造関係等を十分に打ち合わせして書類を提出すること。なお、公園工事着工前までに実施協議を完了させること。

工事完了検査前提出書類

- ア、今回帰属公園等の竣工図面一式 (位置図 (S = 1 / 2500)、土地利用竣工図、公図写し (S = 1 / 600、分筆前、文筆後)、確定測量図、公園竣工平面図、植栽及び広場求積図、横断面図、排水及び地下埋設関係系統図、各施設構造図、その他一式図面。(CDにてPDFデータ及びCADデータ(DWGかDXF)を提出))
- イ、今回帰属公園の用地関係図書、(位置図 (S = 1 / 2500)、土地利用竣工図、公図写し (S = 1 / 600、分筆前、文筆後)、確定測量図 (三斜求積及び座標求積)、多角点 (境界点含む) 網図、多角点成果表、境界点成果表、点の記 (写真添付)、観測手簿等、土地利用竣工図、公園竣工平面図、公園隣接境界確認書 (写) (図面含む))。
- A-4ファイル (青) とじとする。
- ウ、工事施工写真 (図面縮小等により対比) 及び竣工写真一式 (CDにて)。(公共工事写真と同様)。
- エ、都市公園法第17条第1項に基づく資料 (土地調書、公園施設物調書、樹木調書 (図面含む) 等)。A-3Sファイル (青) とじとする。
- 位置図 (S = 1 / 2500)、土地利用竣工図、公図写し (S = 1 / 600、分筆

前、文筆後)、確定測量図、公園竣工平面図、植栽及び広場求積図、横断面図、排水及び地下埋設関係系統図、各施設構造図、その他一式図面。

オ、遊具等の賠償責任保証書

カ、その他

参考

施設等標準仕様表

施設名	仕 様
広場舗装	ダスト舗装 厚さ4cm以上 塩化カルシューム散布 120kg/100m ²
出入口舗装	コンクリート舗装(刷毛引き仕上げ)、インターロッキング舗装
水飲み場	身障者対応、手動開閉式水栓、20mmを標準
砂場	ネット、看板、水飲み場の設置
ブランコ、鉄棒、滑り台	洗掘防止マット設置
外柵	メッシュフェンス(亜鉛メッキ処理、塗装品) 有効高さ道路側1.2m以上、民地側1.8m以上
ブロック積み	重力コンクリートブロック(t=15cm)同等品以上
ベンチ	不燃性 肘掛付き
照明灯	LED灯同等品以上、自動点滅式、アルミ合金製ポール、塗装品 自動点滅器の設置高さについては地上面より3.5m以上確保
引込柱	耐候性鋼ポール、塗装品、分電盤設置の場合は鍵付き
U字溝	W=240mm、グレーチング(細目、滑り止め加工、クリップ止め)
集水枡	グレーチング蓋(細目、滑り止め加工、鎖付き) 取付管VP径150mm
車止め	管理車両出入り箇所については脱着式、鍵付き(鍵番号指定有)
園名板、園名柱	船橋市型(公園面積1000m ² 以上園名板、1000m ² 未満園名柱)
注意看板	船橋市型